

募集要項

<p>横手市との雇用関係の有無</p>	<p>なし</p>
<p>業務概要</p>	<p>秋田空港における台湾直行チャーター便の定期運航により、台湾からのお客様は増えているものの、現在の立ち寄りスポットは一般的な場所が多いように見受けられます。横手市には地域の伝統行事や街並みや施設、地域色豊かな食べ物など観光資源は多くあり、この好機を逃さず、効果的に情報を発信し、市内経済の活性化と市民レベルでの国際交流を促進したいと思っています。このようなことから、横手市観光協会の既存の事業に加えてあるいは協働し下記の事業を実施する方を募集します。</p> <p>主な事業</p> <p>(1) 観光情報の繁体字翻訳・最適化並びに情報の発信</p> <p>①繁体字翻訳 市公式ホームページ、観光パンフレット、お祭りポスター、チラシ等のネイティブチェックを兼ねた繁体字翻訳</p> <p>②魅力ある情報発信 単なる翻訳ではなく、台湾の方の感性に響くような訴求力のあるSNS（FacebookやInstagram等）での情報の発信</p> <p>(2) ランドオペレーターの役割（B to B 支援）</p> <p>①橋渡し業務 台湾の旅行会社等と横手市内の観光事業者（宿泊施設、飲食店、物産事業者、観光施設、観光関連団体等）を繋ぐパイプ役</p> <p>②商品開発 台湾のニーズを汲み取った着地型観光ツアーの企画・提案や土産品などの商品のブラッシュアップや新規提案・開発支援</p> <p>(3) 市民との交流・気運の醸成（B to C 支援）</p> <p>①イベント企画 市民が台湾の文化や食に触れられるワークショップやイベントの開催</p> <p>②受入環境の整備 市内事業者向けのインバウンド対応セミナーの実施など</p>

募集対象	<p>次に掲げるすべての要件を満たす方</p> <p>(1) 令和 8 年 4 月 1 日現在、満 20 歳以上の方</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する方で、採用後に横手市に生活拠点を移し、住民票が異動できる方。</p> <p>①生活の拠点として都市地域等に住民票がある方</p> <p>②横手市以外の同一自治体で 2 年以上地域おこし協力隊として活動経験があり、退任から 1 年以内の方</p> <p>③現に外国に住んでおり、市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方</p> <p>(3) 日本語及び中国語で日常的なコミュニケーションがとれる方 (例：日本語能力試験 N3 以上と同程度)。</p> <p>(4) 地域との親交を深める意思があり、好奇心旺盛で、地域資源の探求に関心と積極的な情報発信に取り組んでいただける方</p> <p>(5) 心身ともに健康である方</p> <p>(6) 普通自動車運転免許を有する方、または取得予定の方</p> <p>(7) パソコンの基本ソフトの操作スキル（ワード、エクセル、パワーポイントなど）とインターネット、SNS などの活用ができる方 ※業務概要に関する業務経験を有する方であればなおよし</p> <p>(8) 活動終了時に起業または就業して横手市に定住する意欲のある方</p> <p>(9) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方</p>
募集人数	1 名
勤務地	<ul style="list-style-type: none"> ・デスクは一般社団法人横手市観光協会（秋田県横手市中央町 8 番 12 号かまくら館 1 階事務室内）に設置予定です。 ・研修等のため横手市外で活動をすることもあります。
勤務時間	<p>原則午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（うち休憩時間 60 分）</p> <p>※業務内容により変更あり</p> <p>【休日】</p> <p>週 2 日 ※原則的には休日は土曜日、日曜日 その他会社が指定する日</p> <p>※振り返る日は可能な限り同じ週若しくは翌週の 1 日とする。</p> <p>【休暇】</p> <p>年次有給休暇（法定通り）、年末年始休暇（12 月 29 日～1 月 3 日） 慶弔休暇、育児休業、介護休業等が付与されます。</p>
雇用形態・期間	<p>一般社団法人横手市観光協会との雇用契約締結</p> <p>【雇用期間】</p> <p>採用の日から令和 9 年 3 月 31 日まで</p>

	<p>・採用の日は令和8年7月1日（内定者と相談のうえ決定） ただし、最長3年を限度に延長することができます。 例）令和8年7月1日に採用された場合、最長で令和11年6月30日まで延長可能</p>
給与・賃金等	<p>月額 250,000円（当社規定に基づき諸手当等を支給） ※社会保険料等（健康保健・厚生年金・雇用保険等）本人負担分が差し引かれます。</p> <p>(1) 所定外労働に対する割増率 ①所定外 法定外（25%） ②休日 法定超（35%） ③深夜（50%）</p> <p>(2) 賃金締切日（毎月末日） (3) 賃金支払日（翌月10日） (4) 賃金の支払方法（銀行口座振込）</p> <p>※時間外勤務につきましては、業務内容に応じ、適宜話し合いの上定めます。</p>
待遇・福利厚生	<p>(1) 休暇日で業務に支障がなければ、兼業を認める場合があります（届出が必要です）。</p> <p>(2) 勤務時間中は、活動に必要なパソコン、事務用備品等を貸与します。</p> <p>(3) 生活や通勤の移動手段として自家用車は必要不可欠です。自家用車等の持ち込みをお勧めします。</p> <p>(4) 活動期間中の住居は、家賃5万4千円（共益費込み）を上限とし、受入団体が借り上げし、貸与します。ただし、当市への引っ越しに係る費用、生活備品、光熱水費等は自己負担とします。また、退去時に敷金を超える費用が発生した場合においても個人負担とします。</p> <p>(5) 健康保険、厚生年金、雇用保険等に加入します。</p>
申込受付期間	令和8年4月1日～令和8年5月15日 ※当日消印有効
審査方法	<p>(1) 応募手続 以下の書類を申込み先に郵送してください。封筒には「地域おこし協力隊応募用紙在中」と朱書きしてください。 なお、いただいた書類は返却しませんので、ご了承ください。</p> <p>① 横手市地域おこし協力隊応募用紙：様式指定 ② 現住所の住民票：1カ月以内のもの ③ 普通自動車運転証の写し：表面・裏面</p> <p>(2) 申込み・問合せ先 〒013-0023</p>

秋田県横手市中央町 8-12 横手市ふれあいセンター内
一般社団法人横手市観光協会
電話：0182-33-7111
メールアドレス：yokote@yokotekamakura.com

(3) 選考方法

【第1次選考(書類選考)】

応募用紙による書類選考を行い、選考結果を通知します。

【第2次選考(オンライン面接試験)】

第1次選考合格者を対象に行います。詳細は第1次選考結果と併せて通知します。

【最終選考(現地面接)】

第2次選考合格者を対象に行います。

【最終結果の通知】

選考終了後に、結果を電話と文書で通知します。

(4) 選考時の注意事項

- ①着任地での面接にかかる費用(交通費、宿泊費等)は応募者の負担となります。
- ②募集期間中、希望者には応募に関する個別相談に応じます。
- ③個別の合否理由についてはお答えしておりませんのでご了承ください。